

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
第31回評議委員会議事録

1. 開催日時 2022年9月1日(木) 18:00~19:35

2. 場 所 Web会議システムによるフルリモート開催

3. 評議委員の現在数および定足数ならびに出席委員数およびその氏名

現在数 : 11名

定足数 : 6名

出席委員数 : 10名

出席委員氏名: 飯塚 久夫、内田 真人、江口 尚、金子 康行、木下 剛、  
藏本 隆、西潟 暢央、早川 吉尚、毛利 定夫、横澤 誠

4. その他の出席者(JPNIC)

江崎 浩(理事長)、野村 純一(副理事長)、  
佐藤 晋(事務局長)、根津 智子(インターネット推進部長)、川端 宏生(IP事業部次長)、  
前村 昌紀(政策主幹)

5. 議長の氏名

早川 吉尚(委員長)

6. 配布資料

参考資料1 報告事項 JPNICの新体制について

参考資料2 自由討議 日本社会の変化と個人に関する税制の方向性について

7. 評議委員会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数等の確認

評議委員会冒頭で、議長は定足数が充足していることを確認し、本評議委員会の成立を宣言した。さらに議長は、本委員会を傍聴者へウェブ配信し、公開で行うこと、および円滑な進行のため事務局職員がリモート参加すること、の了承を求めた。また、次第および議事録は後日公開し、参

考資料は非公開とする旨説明を行った。

## (2) 報告事項の概要

### - JPNIC の新体制について

議長の指名により、野村副理事長から、JPNIC の新体制について報告を行い、議長がこれらの報告に関する質疑応答の機会を設けたところ、出席委員から以下の質疑および意見があり、JPNIC より回答を行った。

・事務局の体制は 25 名程度と仰っていたが、JPNIC 職員全員を合わせた人数か。職員の年齢分布はどのようになっているか。

→正確には 27 名で、職員全員の人数である。年齢分布は 40 代後半に集中している。これは JPNIC 設立当初に大量採用した年代であるため。5 年～10 年ほど前から若手の採用を行い、徐々に若年層の充実をはかっている。

→今後を考えると年齢分布は一様になると良いのでは。

→採用と育成が重要だと考える。JPNIC 設立当初は新卒も採用していたが、近年は数年他の企業を経験している場合が多い。JPNIC に異なる文化を持ち込み、組織の活性化や多様な見方を発揮する効果があると考えます。

→年齢分布は 40 代半ばから後半がボリュームゾーンで、その下の 30 代の層が少ないことが課題。20 代の若手をここ数年採用している。少ない人数でも、継続的に採用を進め、体制を固めることが必要だと考えている。年齢分布は何等かの形で是正していきたい。

→今回のように、事務局職員から事務局長を輩出することは、職員の士気を高める意味でも、若手に活躍の場を与えるという面でも良い。

・新しい体制に期待が持てる。来年には IGF の日本開催や G7 サミットの開催もある中で、前村さんが政策主幹という新しい重要な役割を果たすことに期待する。新任の総務省データ通信課長とも、より強い連携をして頂きたい。また、年齢分布についてもさることながら、女性の活躍についても検討が必要だと考える。

→特に役員について、JPNIC は女性の割合が少ない。女性であることを理由に登用の有無を決定するのではなく、インターネットの領域で知見や経験をお持ちの方に入って頂きたいと考えているが、将来的な課題として考慮する必要があるのは間違いない。

→昨今はジェンダーバランスが問われている。若年層の入社が組織の活性化や多様な見方をもたらすという話があったが、女性が理事や事務局に多く入ることで同様の効果が期待される。次回までの検討課題として頂きたい。

→理事会推薦の候補には女性が複数名挙がったが、今回は諸事情でお受け頂けなかった。優秀な方がいらっしゃればご紹介頂きたい。

### (3) 自由討議の概要

#### - 日本社会の変化と個人に関する税制の方向性について

議長の指名により、藏本委員が説明を行った。議長が本件に関する質疑応答及び意見交換の機会を設けたところ、以下の発言・意見交換が行われた。

・昨今は仮想通貨や NFT の売買が広がりつつある。これらに対する課税は所得税の範疇になるのか。

→仮想通貨（有価証券扱い）と NFT（著作権扱い）はどちらも所得税及び贈与税の範疇になるが、どのように評価されるかが問題になる。

・インターネットにより事業のグローバル化や複数国での事業が当然になる中で、恒久的施設（Permanent Establishment : PE）に課税する原則は GAFA のような物理的施設によらず多大な収益を上げる企業には適応できない。そうしたジレンマから生まれた「デジタル課税」について、お考えをお聞かせいただきたい。

→PE は営業活動拠点というのが判断の基準であるため、例えば倉庫は単なる物流の拠点であり、それ自体で利益を上げる拠点ではないという理論の構築が可能であった。それに対し、事実上の営業活動をしているならば、デジタル課税をすべきという動きが起こっている。しかし議論は進んでいるものの、どのような形で評価し課税するかという点はまだ固まっていない。

→PE の視点で考えると日本法人は広報宣伝に特化させ、取引相手は外国法人という構造にした方が国際課税の観点からは有利だということか。

→契約に至るまでの実務的な部分を日本国内にある子会社で行っている場合、国税当局はみなし課税をすることがある。実態を重視するのが最近の傾向である。

→そういったみなし課税をされる可能性が無いような構造にしている場合は全く課税することができなくなるため、デジタル課税という話が浮上したということか。

→その通りである。

・国家の経済的役割が縮小し、国境の意味が薄くなれば、企業が経済圏の中で社会経済活動の一部を受け持つようになるのが、生まれながらにしてボーダレスであるインターネットの力である。一方税制の在り方は国家主権の根幹であるため、今後巨大企業対国家となる局面もあるかもしれない。

質問が 2 つある。1 つは、こうした税のさまざまな動きは今後加速するのか。企業が社会経済の一部を担う流れや、企業対国家の構図も考えると、徴税の考え方も変わるのか。もう 1 つは、データに関する課税方法が変わるのか。企業が保有するデータの量への課税や、データトラフィックへの課税など、従来とは異なった考え方で課税がされることも起こり得るのではないか。

→税の通達は法律と異なり政策が反映されやすいため、方向性は今後も頻りに変わるだろう。デジタル課税は、国内の課税権と異なる視点で課税しなければ有効に機能しないと考えられ、海

外との租税条約に絡む問題になるだろう。データの流通に対しては、一定の経済的価値に換算し、評価することができれば課税の可能性はある。データという一定の経済的価値のあるものが移動するという点で、課税の条件は整うだろうが、どのように経済的価値を評価するかが難しい。

→社会経済状況の変化により主権国家という枠組みが解体する可能性はあるが、GAFAのような企業に国の代替を期待できるのかという批判がある。GAFAの方針決定に株主以外は関与できず、民主主義的な構造が働かない。また、原理原則として、利益追求が目的の主体である株式会社に対し、社会全体の考慮や弱者の保護を期待することは難しい。主権国家という枠組みを維持しつつ、タックス・ヘイブン国家等を利用する形で、自分たちの利益誘導をすることはあるだろう。

データを有すこと自体に経済的な価値があり、データを持つものに一定の責任を負わせるべきだという議論がある。その延長線上に、「データを持っているところに課税あり」という議論も出てくるかもしれない。

→日本国内でこういった議論は殆ど無い。経団連の中でもプラットフォーマーと呼ばれる企業は一握りである。規模が大きくとも、昔ながらの経団連企業はプラットフォーム企業と異なっており、むしろGAFAを利用した上で付加価値を作っている状況である。日本国内でもっとこの議論はされるべきである。

#### (4) その他(今後の進め方・事務連絡等)

議長の指名により、野村副理事長が次回の開催などについて説明を行った。

以上をもって本評議委員会における議事すべてを終了したので、議長は閉会を宣言した。